前回の議論の整理

資料3

前回の議題

ライフステージ別の交通安全教育の内容

主な意見（要約）

- ガイドラインを策定するに当たっては、将来的に効果が出るような内容に限らず、**“今”問題がある現状に対して“今”効果が出るような教育を行うという観点**も必要。
- **こどもにとって年齢が低いほど親・保護者の影響力は大きい**ため、特に低年齢を対象とした教育に係る部分では、親・保護者の役割等についても触れていただきたい。
- **「技能」は、バランス能力やブレーキ操作等の基本的技能に限らず、公道における法規走行や安全確認の励行等、応用的技能も必要**であるため、教育対象を小学生下学年にとどめず、小学生上学年以降は自転車運転時の安全確認の励行等を内容とするなど、全年齢層を「技能」の教育対象とすべきである。
- **電動アシスト自転車は成人に限って利用されるものではなく、またロードバイクのように軽快自転車とは乗り方が全く異なる自転車も広く利用されている**ことから、「技能」の内容に「自転車の特性に応じた運転時の注意点」等を盛り込んだ上で、教育対象も全年齢層に広げてはどうか。
- 対象者の「交通ルールを遵守する」という行動変容を促すためには、**交通ルールが設けられている理由及びそれを遵守する必要性を併せて教え込み、納得感を得ることが重要**。
- 交通反則通告制度の対象が16歳以上であることに鑑みると、**高校生までには自転車の交通ルールを一通り学んでおく必要がある**のではないか。
- **駐輪方法や駐輪場所についても教育する必要がある**のではないか。
- 限られた教育時間の中では、１つのライフステージで全ての交通ルールを網羅することは困難であるため、**地域特性や自転車の利用実態等に応じて重点的に教えるべき教育内容を柔軟に変えるなどの工夫**が必要。
- 「スケアード・ストレイト」による教育については、**こどもに与える影響や他の先進国での実施状況に鑑みれば、ガイドラインに記載をするべきではない**。

今回は、前回議論したライフステージ別の教育内容に沿って、**教育主体別の教育機会・教育方法について検討を行う。**

ライフステージ別の教育内容（前回の議論を踏まえた修正）

修正部分

対象	未就学児（～6歳）	小学生 下学年（7～9歳）	小学生 上学年（10～12歳）	中学生（13～15歳）	高校生（16～18歳）	成人（19～64歳）	高齢者（65歳～）
技能	・自転車に乗る際のバランス能力 ・正しいブレーキのかけ方		・公道における交通ルールを意識した運転、安全確認や合図等の意思表示の励行 ・自転車の特性に応じた運転時の注意点			幼児同乗車の運転時の注意点	加齢による運転技能の低下の理解
知識	・信号機の信号等に従う義務 ・徐行すべき場所 ・指定場所における一時停止 ・ヘルメットの着用	・道路交通法上の自転車の位置づけ ・自転車の通行場所と通行方法（車道が原則、左側端を通行、歩道通行時のルール） ・右左折の方法 ・交差点の通行方法 ・ライトの点灯 ・整備点検 ・駐輪場所、駐輪方法	・自転車の通行場所と通行方法（自転車道及び普通自転車専用通行帯を通行、路側帯通行時のルール） ・横断歩行者の優先 ・並進の禁止 ・二人乗り等の禁止 ・携帯電話使用等の禁止	・事故時の対応	・酒気帯び運転等の禁止	・全般の交通ルール（ルールの再確認）	
行動・態度 危険予測・回避行動	交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の習得・徹底		・身の回りの危険箇所の把握 ・歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測	・身体機能の成熟により事故の被害（加害する場合を含む。）が重大になることの理解 ・「ながらスマホ」等危険な行為の危険性の理解		危険予測・回避行動は、高校生までの習得を目指す	身の回りの危険箇所の把握 加齢による認知機能の変化の理解
			採るべき回避行動				採るべき回避行動
行動・態度 交通社会の一員としての態度	他者がいることの認識及び他者を思いやる気持ちの養成	歩行者保護の重要性の理解と実践	歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践				
			他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践				
					安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成・実践		
				刑事・民事上の責任の理解			

ライフステージ別の教育内容（前回の議論を踏まえた修正）

修正部分

未就学児

技
- 自転車に乗る際のバランス能力
- 正しいブレーキのかけ方

知
- 信号機の信号等に従う義務
- 徐行すべき場所
- 指定場所における一時停止
- ヘルメットの着用

行

＜危険予測・回避行動＞
- 交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」を習得

＜交通社会の一員としての態度＞
- 他者がいることの認識及び他者を思いやる気持ちの養成

※歩行者の交通ルール（横断歩道の渡り方、信号機の信号等に従う義務、歩行者の通行すべき場所等）と併せて教育

小学校下学年

技
- 自転車に乗る際のバランス能力
- 正しいブレーキのかけ方

知
- 未就学児までで習得する交通ルール（特に、信号機の信号等に従う義務、徐行すべき場所、指定場所における一時停止を再確認）
- 道路交通法上の自転車の位置づけ
- 自転車の通行場所と通行方法（車道が原則、左側端を通行、歩道通行時のルール）
- 右左折の方法
- 交差点の通行方法
- ライトの点灯
- 整備点検
- 駐輪場所、駐輪方法

行

＜危険予測・回避行動＞
- 交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底

＜交通社会の一員としての態度＞
- 歩行者保護の重要性の理解と実践

小学校上学年

技
- 公道における交通ルールを意識した運転、安全確認や合図等の意思表示の励行
- 自転車の特性に応じた運転時の注意点

知
- 小学生（下学年）までで習得する交通ルール（特に、道路交通法上の自転車の位置づけ、自転車の通行場所と通行方法（車道が原則、左側端を通行、歩道通行時のルール）を再確認）
- 自転車の通行場所と通行方法（自転車道及び普通自転車専用通行帯を通行、路側帯通行時のルール）
- 横断歩行者の優先
- 並進の禁止
- 二人乗り等の禁止
- 携帯電話使用等の禁止

行

＜危険予測・回避行動＞
- 身の回りの危険箇所の把握
- 歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測

⇒これらを踏まえた採るべき回避行動

＜交通社会の一員としての態度＞
- 歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
- 他の模範となる安全な運転を行うべきことの理解と実践

ライフステージ別の教育内容（前回の議論を踏まえた修正）

修正部分

中学生

技

●公道における交通ルールを意識した運転、安全確認や合図等の意思表示の励行
●自転車の特性に応じた運転時の注意点

知

●小学生までで習得する交通ルール（特に、道路交通法上の自転車の位置づけ、自転車の通行場所と通行方法、携帯電話使用等の禁止を再確認）　**●事故時の対応**

行

＜危険予測・回避行動＞
●身の回りの危険箇所の把握　●歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測
●身体機能の成熟により事故の被害（加害する場合を含む）が重大になることの理解　⇒これらを踏まえた採るべき回避行動
●「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解
＜交通社会の一員としての態度＞
●歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践　●他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践
●刑事・民事上の責任の理解

高校生

技

●公道における交通ルールを意識した運転、安全確認や合図等の意思表示の励行
●自転車の特性に応じた運転時の注意点

知

●中学生までで習得する交通ルール（特に、道路交通法上の自転車の位置づけ、自転車の通行場所と通行方法、横断歩行者の優先、信号機の信号等に従う義務、徐行すべき場所、指定場所における一時停止、携帯電話使用等の禁止、ヘルメットの着用を再確認）
●酒気帯び運転等の禁止　※特に高校３年生（将来の飲酒機会を踏まえた先制的教育）

行

＜危険予測・回避行動＞
●中学生と同内容の教育を行う（特に、身体機能の成熟により事故の被害（加害する場合を含む）が重大になることの理解、「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解と、これらを踏まえた採るべき回避行動に重点を置く）
＜交通社会の一員としての態度＞
●歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践　●他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践
●安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成　●刑事・民事上の責任の理解

ライフステージ別の教育内容（前回の議論を踏まえた修正）

修正部分

成人

技

- ●公道における交通ルールを意識した運転、安全確認や合図等の意思表示の励行
- ●自転車の特性に応じた運転時の注意点
- ●電動アシスト自転車及び子乗せ自転車の運転時の注意点

知

- ●全般の交通ルール（特に、携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転等の禁止を再確認）

行

＜交通社会の一員としての態度＞

- ●歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
- ●他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践
- ●安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成（こどもへの教育の必要性の理解を含む）
- ●刑事・民事上の責任の理解

高齢者

技

- ●公道における交通ルールを意識した運転、安全確認や合図等の意思表示の励行
- ●自転車の特性に応じた運転時の注意点
- ●電動アシスト自転車及び子乗せ自転車の運転時の注意点
- ●加齢による運転技能の低下の理解

知

- ●全般の交通ルール（特に、ヘルメットの着用を再確認）

行

＜交通社会の一員としての態度＞

- ●歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践
- ●他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践
- ●安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成（こどもへの教育の必要性の理解を含む）
- ●刑事・民事上の責任の理解